

秋田市告示第76号

令和4年3月22日の「令和4年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和4年3月23日

秋田市長 穂 積 志

## 令和4年度秋田市一般会計予算

令和4年度秋田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ137,870,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(市債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 市債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬（会計年度任用職員の報酬に限る。）、給料、職員手当等、共済費及び旅費（会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 市税		千円 44,354,122
	1 市民税	20,349,237
	2 固定資産税	19,352,882
	3 軽自動車税	925,752
	4 市たばこ税	2,152,121
	5 鉱産税	5,746
	6 入湯税	32,834
	7 事業所税	1,535,550
2 地方譲与税		1,091,858
	1 地方揮発油譲与税	224,471
	2 自動車重量譲与税	675,149
	3 地方道路譲与税	1
	4 森林環境譲与税	126,326
	5 特別とん譲与税	23,582
	6 航空機燃料譲与税	42,329
3 利子割交付金		21,034
	1 利子割交付金	21,034
4 配当割交付金		86,226
	1 配当割交付金	86,226
5 株式等譲渡所得割交付金		52,684
	1 株式等譲渡所得割交付金	52,684
6 法人事業税交付金		702,480
	1 法人事業税交付金	702,480
7 地方消費税交付金		8,908,930
	1 地方消費税交付金	8,908,930
8 ゴルフ場利用税交付金		52,470

款	項	金 額
		千円
	1 ゴルフ場利用税交付金	52,470
9 環境性能割交付金		64,606
	1 環境性能割交付金	64,606
10 国有提供施設等所在市助成交付金		3,042
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	3,042
11 地方特例交付金		462,939
	1 地方特例交付金	448,692
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	14,247
12 地方交付税		21,155,000
	1 地方交付税	21,155,000
13 交通安全対策特別交付金		63,000
	1 交通安全対策特別交付金	63,000
14 分担金及び負担金		471,339
	1 分担金	900
	2 負担金	470,439
15 使用料及び手数料		2,316,936
	1 使用料	1,139,650
	2 手数料	1,177,286
16 国庫支出金		24,274,483
	1 国庫負担金	19,847,134
	2 国庫補助金	4,354,690
	3 委託金	72,659
17 県支出金		9,855,330
	1 県負担金	6,542,773
	2 県補助金	2,648,093
	3 委託金	664,464

款	項	金 額
18 財産収入		千円 372,493
	1 財産運用収入	149,802
	2 財産売却収入	222,691
19 寄附金		802,895
	1 寄附金	802,895
20 繰入金		3,392,917
	1 特別会計繰入金	155,917
	2 基金繰入金	3,237,000
21 繰越金		700,000
	1 繰越金	700,000
22 諸収入		8,310,516
	1 延滞金、加算金及び過料	53,003
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	7,001,237
	4 受託事業収入	34,155
	5 雑入	1,222,120
23 市債		10,354,700
	1 市債	10,354,700
	歳 入 合 計	137,870,000



# 歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 663,242
	1 議会費	663,242
2 総務費		14,474,179
	1 総務管理費	12,533,633
	2 徴税費	1,048,709
	3 戸籍住民基本台帳費	478,337
	4 選挙費	283,153
	5 統計調査費	46,820
	6 監査委員費	83,527
3 民生費		53,435,119
	1 社会福祉費	25,329,887
	2 児童福祉費	18,930,078
	3 生活保護費	9,137,171
	4 国民年金費	37,233
	5 災害救助費	750
4 衛生費		12,005,114
	1 環境衛生費	586,227
	2 保健所費	3,395,259
	3 清掃費	5,575,246
	4 病院費	1,550,065
	5 上水道費	92,740
	6 食肉衛生検査所費	168,734
	7 母子衛生費	636,843
5 労働費		743,673
	1 労働諸費	743,673
6 農林水産業費		3,035,332

款	項	金額
		千円
	1 農業費	2,044,692
	2 農業集落排水費	495,330
	3 林業費	495,310
7 商工費		9,274,232
	1 商工費	9,274,232
8 土木費		14,578,421
	1 土木管理費	313,323
	2 道路橋りょう費	4,603,863
	3 河川費	546,108
	4 港湾費	159,107
	5 都市計画費	3,813,451
	6 下水道費	4,170,870
	7 住宅費	971,699
9 消防費		4,349,130
	1 消防費	4,349,130
10 教育費		11,995,624
	1 教育総務費	1,687,244
	2 小学校費	2,490,818
	3 中学校費	1,553,462
	4 高等学校費	858,930
	5 幼稚園費	402,908
	6 社会教育費	2,969,101
	7 保健体育費	643,430
	8 専修学校費	138,644
	9 大学費	1,251,087
11 災害復旧費		6,004

款	項	金 額
		千円
	1 農林水産施設災害復旧費	6,001
	2 公共土木施設災害復旧費	1
	3 教育施設災害復旧費	2
12 公債費		13,109,929
	1 公債費	13,109,929
13 諸支出金		1
	1 雑支出	1
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
	歳 出 合 計	137,870,000

## 第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	上北手地区コミュニティセンター改築事業	千円 367,332	令和4年度	千円 87,836
				令和5年度	279,496
4 衛生費	3 清掃費	総合環境センター伝送装置等更新事業	22,605	令和4年度	3,685
				令和5年度	18,920
8 土木費	5 都市計画費	千秋公園整備事業	400,000	令和4年度	150,000
				令和5年度	250,000
10 教育費	6 社会教育費	美術館施設整備等経費	1,275,352	令和4年度	697,690
				令和5年度	577,662
		佐竹史料館改築事業	156,178	令和4年度	102,644
				令和5年度	53,534

### 第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
職員研修費	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 538
コンベンション誘致推進事業（令和4年度設定）	令和4年度 ┆ 令和7年度	助成対象コンベンションにおいて、助成対象となる参加者数に1,000円を乗じて得た額
教育旅行誘致推進事業（令和4年度設定）	令和4年度 ┆ 令和7年度	助成対象教育旅行において、参加者数に2,000円を乗じて得た額および助成対象事業の実施に伴う講師に係る費用の合算額
まちあかり・ふれあい推進事業	令和4年度 ┆ 令和7年度	498,723
戸籍システム更新・運用経費	令和4年度 ┆ 令和10年度	87,336
奨学金返還助成事業（令和4年度設定保健総務課分）	令和4年度 ┆ 令和9年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
奨学金返還助成事業（令和4年度設定子ども育成課分）	令和4年度 ┆ 令和9年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
アンダー40正社員化促進事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	106,400
創業資金・産業活力創造資金利子補給	令和4年度 ┆ 令和9年度	7,505
商店街空き店舗対策事業費補助金	令和4年度 ┆ 令和5年度	4,050
中心市街地出店促進資金利子補給	令和4年度 ┆ 令和9年度	5,189
中心市街地商業集積促進事業費補助金	令和4年度 ┆ 令和6年度	30,000
中小製造業設備投資資金利子補給	令和4年度 ┆ 令和14年度	20,186

事 項	期 間	限 度 額
中小企業用地取得資金利子補給（令和4年度設定）	令和4年度 ┆ 令和7年度	千円 288
バス交通総合改善事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	140,426

第4表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
総務費	530,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
社会福祉費	259,600			
児童福祉費	78,400			
環境衛生費	40,100			
保健所費	49,500			
清掃費	1,077,100			
労働費	97,800			
農業費	200,700			
林業費	34,300			
道路橋りょう費	2,132,500			
港湾費	12,000			
土地区画整理費	805,600			
街路事業費	214,800			
公園整備費	168,200			
駅周辺施設整備費	29,100			
住宅費	281,500			
災害対策費	5,000			
消防費	567,400			
小学校費	152,600			
中学校費	175,200			
高等学校費	10,100			
社会教育費	832,900			
保健体育費	34,800			
臨時財政対策債	2,565,500			
計	10,354,700			

## 令和4年度秋田市土地区画整理会計予算

令和4年度秋田市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,859,189千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1 国庫支出金		895,175
	1 国庫補助金	895,175
2 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
3 繰入金		930,132
	1 一般会計繰入金	930,132
4 繰越金		33,881
	1 繰越金	33,881
	歳入合計	1,859,189

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 1,856,689
	1 土地区画整理費	1,856,689
2 公債費		1,500
	1 公債費	1,500
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
	歳 出 合 計	1,859,189

## 令和4年度秋田市市有林会計予算

令和4年度秋田市の市有林会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ249,924千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 県支出金		千円 51,306
	1 県補助金	51,306
2 財産収入		31,317
	1 財産運用収入	2,632
	2 財産売却収入	28,683
	3 分収林収入	2
3 繰入金		164,615
	1 一般会計繰入金	164,615
4 繰越金		2,500
	1 繰越金	2,500
5 諸収入		186
	1 雑入	186
	歳入合計	249,924

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 28,950
	1 総務管理費	28,950
2 事業費		84,874
	1 造林事業費	84,874
3 公債費		135,543
	1 公債費	135,543
4 諸支出金		357
	1 分収交付金	357
5 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		249,924

## 令和4年度秋田市市営墓地会計予算

令和4年度秋田市の市営墓地会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,678千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		55,890
	1 使用料	34,162
	2 手数料	21,728
2 繰入金		5,250
	1 一般会計繰入金	5,250
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		537
	1 雑入	537
	歳 入 合 計	61,678

# 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 56,227
	1 総務管理費	56,227
2 事業費		5,250
	1 事業費	5,250
3 繰出金		1
	1 一般会計繰出金	1
4 公債費		100
	1 公債費	100
5 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		61,678

## 令和4年度秋田市中央卸売市場会計予算

令和4年度秋田市の中央卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,054千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		19,505
	1 使用料	19,505
2 繰入金		36,551
	1 一般会計繰入金	36,551
3 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
4 諸収入		20,998
	1 貸付金元利収入	16,001
	2 雑入	4,997
	歳 入 合 計	78,054

## 歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		67,062
	1 総務管理費	67,062
2 事業費		8,458
	1 中央卸売市場施設整備費	8,458
3 公債費		2,434
	1 公債費	2,434
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		78,054

## 令和4年度秋田市公設地方卸売市場会計予算

令和4年度秋田市の公設地方卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ405,702千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円
		143,006
	1 使用料	143,005
	2 手数料	1
2 財産収入		872
	1 財産運用収入	872
3 繰入金		100,073
	1 一般会計繰入金	100,073
4 繰越金		2,000
	1 繰越金	2,000
5 諸収入		159,751
	1 貸付金元利収入	64,001
	2 雑入	95,750
歳 入 合 計		405,702

## 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 294,784
	1 総務管理費	294,784
2 事業費		53,040
	1 地方卸売市場施設整備費	53,040
3 公債費		57,478
	1 公債費	57,478
4 予備費		400
	1 予備費	400
歳 出 合 計		405,702

## 令和4年度秋田市大森山動物園会計予算

令和4年度秋田市の大森山動物園会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ540,233千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1 使用料及び手数料		86,831
	1 使用料	86,831
2 財産収入		2,280
	1 財産運用収入	2,280
3 寄附金		286
	1 寄附金	286
4 繰入金		395,540
	1 一般会計繰入金	395,540
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		16,995
	1 雑入	16,995
7 市債		38,300
	1 市債	38,300
	歳入合計	540,233

# 歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		467,462
	1 総務管理費	467,462
2 事業費		45,557
	1 動物園施設整備費	45,557
3 公債費		27,114
	1 公債費	27,114
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		540,233

## 第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
動物園施設整備費	千円 38,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	38,300			

## 令和4年度秋田市廃棄物発電会計予算

令和4年度秋田市の廃棄物発電会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ179,183千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 発電収入		179,182
	1 発電収入	179,182
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
	歳 入 合 計	179,183

# 歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		35,852
	1 総務管理費	35,852
2 繰出金		143,131
	1 一般会計繰出金	143,131
3 公債費		200
	1 公債費	200
	歳 出 合 計	179,183

## 令和4年度秋田市病院事業債管理会計予算

令和4年度秋田市の病院事業債管理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,132,545千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1 分担金及び負担金		117,098
	1 負担金	117,098
2 諸収入		246,047
	1 貸付金元利収入	246,047
3 市債		10,769,400
	1 市債	10,769,400
	歳 入 合 計	11,132,545

# 歳 出

款	項	金 額
		千円
1 市立秋田総合病院貸付金		10,769,400
	1 市立秋田総合病院貸付金	10,769,400
2 公債費		363,145
	1 公債費	363,145
	歳 出 合 計	11,132,545

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立秋田総合病院 貸付金	千円  10,769,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	10,769,400			

## 令和4年度秋田市学校給食費会計予算

令和4年度秋田市の学校給食費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,370,852千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 給食費収入		1,292,008
	1 給食費収入	1,292,008
2 繰入金		78,842
	1 一般会計繰入金	78,842
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
	歳 入 合 計	1,370,852

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1,368,852
	1 総務管理費	1,368,852
2 公債費		500
	1 公債費	500
3 予備費		1,500
	1 予備費	1,500
歳 出 合 計		1,370,852

## 令和4年度秋田市国民健康保険事業会計予算

令和4年度秋田市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,556,491千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険税		4,796,652
	1 国民健康保険税	4,796,652
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		224
	1 国庫補助金	224
4 県支出金		23,158,307
	1 県補助金	23,158,306
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		538
	1 財産運用収入	538
6 繰入金		2,577,735
	1 一般会計繰入金	2,577,734
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		23,032
	1 延滞金、加算金及び過料	1,001
	2 雑入	22,031
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
	歳 入 合 計	30,556,491

# 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 211,025
	1 総務管理費	118,252
	2 徴税費	89,429
	3 運営協議会費	323
	4 収納率向上特別対策事業費	3,021
2 保険給付費		22,399,987
	1 療養諸費	19,448,895
	2 高額療養費	2,880,185
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	46,644
	5 葬祭諸費	24,200
3 国民健康保険事業費納付金		7,586,241
	1 医療給付費分	5,554,497
	2 後期高齢者支援金等分	1,627,270
3 介護納付金分		404,474
	1 共同事業拠出金	20
	1 共同事業拠出金	20
5 保健事業費		286,703
	1 特定健康診査等事業費	189,128
2 保健事業費		97,575
	2 保健事業費	97,575
6 基金積立金		538
	1 基金積立金	538
7 公債費		3,000
	1 公債費	3,000
8 諸支出金		18,977

款	項	金 額
	1 償還金及び還付加算金	千円 18,976
	2 一部負担金	1
9 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
	歳 出 合 計	30,556,491

## 第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金 貸付	千円 1	普通貸借	無利子	貸付を受けた翌々年度以降に 償還する。
計	1			

## 令和4年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和4年度秋田市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57,299千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1 繰入金		4,938
	1 一般会計繰入金	4,938
2 繰越金		31,085
	1 繰越金	31,085
3 諸収入		21,276
	1 貸付金元利収入	21,275
	2 雑入	1
	歳入合計	57,299

## 歳 出

款	項	金 額
		千円
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	27,480
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	27,480
2	公債費	17,034
	1 公債費	500
	2 償還金	16,534
3	諸支出金	12,785
	1 一般会計繰出金	12,785
	歳 出 合 計	57,299

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和4年度設定)	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 4,251

## 令和4年度秋田市介護保険事業会計予算

令和4年度秋田市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,542,823千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 6,520,884
	1 介護保険料	6,520,884
2 手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		7,482,555
	1 国庫負担金	5,380,284
	2 国庫補助金	2,102,271
4 支払基金交付金		8,250,770
	1 支払基金交付金	8,250,770
5 県支出金		4,485,622
	1 県負担金	4,264,078
	2 県補助金	221,544
6 財産収入		2,003
	1 基金運用収入	2,003
7 繰入金		4,794,218
	1 一般会計繰入金	4,794,217
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		6,696
	1 繰越金	6,696
9 諸収入		74
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	73
歳 入 合 計		31,542,823

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 354,228
	1 総務管理費	354,228
2 保険給付費		29,674,966
	1 介護サービス等諸費	27,252,043
	2 介護予防サービス等諸費	560,270
	3 高額介護サービス等費	831,555
	4 特定入所者介護サービス等費	993,408
	5 その他諸費	37,690
3 地域支援事業費		1,473,315
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	836,268
	2 一般介護予防事業費	41,879
	3 包括的支援事業・任意事業費	589,851
	4 その他諸費	5,317
4 保健福祉事業費		20,560
	1 保健福祉事業費	20,560
5 基金積立金		2,003
	1 基金積立金	2,003
6 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
7 諸支出金		6,751
	1 償還金及び還付加算金	6,751
8 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		31,542,823

## 令和4年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算

令和4年度秋田市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,233,088千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		3,241,269
	1 後期高齢者医療保険料	3,241,269
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		971,066
	1 一般会計繰入金	971,066
4 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
5 諸収入		10,752
	1 延滞金、加算金及び過料	500
	2 償還金及び還付加算金	10,200
	3 雑入	52
	歳 入 合 計	4,233,088

# 歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		88,125
	1 総務管理費	49,074
	2 徴収費	39,051
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,129,663
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,129,663
3 公債費		100
	1 公債費	100
4 諸支出金		10,200
	1 償還金及び還付加算金	10,200
5 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
	歳 出 合 計	4,233,088

## 令和4年度秋田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	150,215戸
(2) 年 間 総 配 水 量	34,520,590m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 配 水 量	94,577m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 配 水 管 整 備	
配 水 管 布 設	1,380m
配 水 管 布 設 替 等	24,470m
配 水 幹 線 整 備	900m
(ロ) 施 設 改 良	
送 水 管 整 備 等	920m
仁 井 田 浄 水 場 等 整 備	一式
清 水 木 ポ ン プ 場 受 電 盤 等 更 新	一式
豊 岩 浄 水 場 ろ 過 池 表 洗 弁 更 新	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水 道 事 業 収 益	7,848,247千円
第1項 営 業 収 益	7,164,404千円
第2項 営 業 外 収 益	683,841千円
第3項 特 別 利 益	2千円

支		出
第1款	水道事業費用	7,112,664千円
	第1項 営業費用	6,752,456千円
	第2項 営業外費用	355,308千円
	第3項 特別損失	3,100千円
	第4項 予備費	1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,333,076千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額264,845千円、建設改良積立金5,500千円及び過年度分損益勘定留保資金3,062,731千円で補てんするものとする。）。)

収		入
第1款	資本的収入	2,200,777千円
	第1項 企業債	1,545,400千円
	第2項 出資金	75,234千円
	第3項 補助金	38,666千円
	第4項 固定資産売却代金	1千円
	第5項 負担金及び寄附金	541,476千円

支		出
第1款	資本的支出	5,533,853千円
	第1項 建設改良費	4,031,559千円
	第2項 企業債償還金	1,502,294千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
老朽給水管解消 に係る資金融資 あつせん利子補給		令和4年度から9年度まで				595千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	1,545,400千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	933,539千円
(2) 交際費	50千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、17,506千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度未処分利益剰余金のうち456,234千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 利益積立金 456,234千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、160,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第13条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

種類	名称	数量		
1 取得する資産				
工具、器具及び備品	ページトラップ ガスクロマトグラフ 質量分析計	一式		
工具、器具及び備品	高速液体 クロマトグラフ	一式		
種類	名称	所在地	数量	処分の態様
2 処分する資産				
土地	雄和浄水場 用	雄和平尾鳥 字小平地内	8,264m <sup>2</sup>	売払

令和4年度秋田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	125,111戸
(2) 年間総処理水量	31,857,890m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	87,282m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 管渠建設	
管渠布設	3,370m
管渠改築等	5,590m
マンホールポンプ施設整備	9施設
排水ポンプ施設整備等	3施設
(ロ) ポンプ場建設	
川口汚水中継ポンプ場汚水ポンプ設備更新	一式
新屋汚水中継ポンプ場受変電設備更新	一式
(ハ) 処理場建設	
仁別浄化センター火災報知器更新	一式
(ニ) 特定環境保全公共下水道	
管渠布設	1,580m
管渠移設等	610m
マンホールポンプ施設整備	3施設

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益		10,789,338千円
	第1項 営業収益		7,488,872千円
	第2項 営業外収益		3,300,464千円
	第3項 特別利益		2千円
		支	出
第1款	下水道事業費用		10,235,730千円
	第1項 営業費用		9,408,058千円
	第2項 営業外費用		823,621千円
	第3項 特別損失		1,501千円
	第4項 予備費		2,550千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額4,071,073千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額168,536千円、減債積立金304,138千円、過年度分損益勘定留保資金1,936,128千円及び当年度分損益勘定留保資金1,662,271千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		6,238,073千円
	第1項 企業債		3,965,900千円
	第2項 出資金		854,832千円
	第3項 補助金		1,276,400千円
	第4項 負担金		140,940千円
	第5項 固定資産売却代金		1千円
		支	出
第1款	資本的支出		10,309,146千円
	第1項 建設改良費		4,888,653千円
	第2項 企業債償還金		5,420,493千円

( 継 続 費 )

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費 川口汚水中継 ポンプ場汚水 ポンプ設備 更新事業	509,000千円	令和4年度	7,200千円
			令和5年度	396,000千円
			令和6年度	105,800千円

( 債 務 負 担 行 為 )

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給	令和4年度から10年度まで	696千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償	令和4年度から10年度まで	1,750千円
下 水 道 管 路 維 持 管 理 包 括 業 務 委 託	令和4年度から6年度まで	622,810千円
下 水 道 施 設 維 持 管 理 包 括 業 務 委 託	令和4年度から7年度まで	1,540,000千円

( 企 業 債 )

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限 度 額	3,965,900千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 572,365千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,220,213千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 当年度未処分利益剰余金のうち385,072千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 385,072千円

(重要な資産の取得)

第13条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	所在地	数 量
1 取得する資産			
土 地	古川雨水排水 ポンプ場および 導水路用地	仁井田字 新中島地内	12,000m <sup>2</sup>

令和4年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(農業集落排水)	(個別排水処理)	(計)
(1) 排水戸数	2,199戸	226戸	2,425戸
(2) 年間総処理水量	692,242m <sup>3</sup>	50,859m <sup>3</sup>	743,101m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	1,897m <sup>3</sup>	139m <sup>3</sup>	2,036m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 農業集落排水建設改良			
農業集落排水処理施設非常用発電機更新工事等			一式
管渠移設等			1,060m
(ロ) 個別排水処理施設建設			
浄化槽設置			5基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	農業集落排水事業収益	621,193千円
第1項	営業収益	101,279千円
第2項	営業外収益	519,913千円
第3項	特別利益	1千円
第2款	個別排水処理事業収益	34,782千円
第1項	営業収益	8,361千円
第2項	営業外収益	26,419千円
第3項	特別利益	2千円

支 出

第 1 款	農業集落排水事業費用	618,468千円
	第 1 項 営 業 費 用	578,677千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	39,241千円
	第 3 項 特 別 損 失	50千円
	第 4 項 予 備 費	500千円
第 2 款	個別排水処理事業費用	35,611千円
	第 1 項 営 業 費 用	33,824千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	1,685千円
	第 3 項 特 別 損 失	2千円
	第 4 項 予 備 費	100千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額206,259千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,896千円及び過年度分損益勘定留保資金204,363千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	農業集落排水事業資本的収入	190,200千円
	第 1 項 企 業 債	27,200千円
	第 2 項 出 資 金	122,761千円
	第 3 項 補 助 金	12,700千円
	第 4 項 負 担 金	26,000千円
	第 5 項 基 金 繰 入 金	1,539千円
第 2 款	個別排水処理事業資本的収入	18,104千円
	第 1 項 企 業 債	5,400千円
	第 2 項 出 資 金	10,777千円
	第 3 項 補 助 金	1,442千円
	第 4 項 負 担 金	485千円

支 出

第1款	農業集落排水事業資本的支出	388,692千円
	第1項 建設改良費	112,431千円
	第2項 企業債償還金	276,260千円
	第3項 投 資	1千円
第2款	個別排水処理事業資本的支出	25,871千円
	第1項 建設改良費	16,817千円
	第2項 企業債償還金	9,054千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給 ( 農 業 集 落 排 水 )	令和4年度から10年度まで	84千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償 ( 農 業 集 落 排 水 )	令和4年度から10年度まで	210千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給 ( 個 別 排 水 処 理 )	令和4年度から10年度まで	28千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償 ( 個 別 排 水 処 理 )	令和4年度から10年度まで	70千円
下 水 道 管 路 維 持 管 理 包 括 業 務 委 託	令和4年度から6年度まで	25,080千円
下 水 道 施 設 維 持 管 理 包 括 業 務 委 託	令和4年度から7年度まで	173,000千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	32,600千円

起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 36,986千円

（他会計からの補助金）

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、361,057千円である。